

投資信託目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

販売用資料、この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドの概要

ファンド名	One／フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式ファンド（成長型）
設定・運用	アセットマネジメントOne株式会社
お申込み単位	1万口以上1口単位 1万円以上1円単位
お申込み手数料	一律3.3%

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドの販売手数料や信託報酬等の手数料につきましては、目論見書に記載しておりますが、当ファンドの有価証券売買時の売買手数料、資産の保管費用等の諸経費については、保有期間や売買条件等によりご負担額が異なりますので、表示することはできません。

当ファンドに係る手数料等の費用の合計額につきましては、上記の理由に加えて、お申込金額や保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、表示することができません。

<口数指定で購入する場合>

(例) 購入金額(購入口数×約定日の基準価額)に、手数料率3.3%を乗じて次のように計算します。

購入時手数料＝購入口数×基準価額×3.3%

例えば、基準価額10,000円（1万口当たり）の時に100万口購入いただく場合は、

購入時手数料＝100（万口）×10,000円×3.3%＝33,000円

となり、合計1,033,000円お支払いいただくことになります。

<金額指定で購入する場合>

(例) 購入金額に購入時手数料（税込）を加えた合計額が指定金額（お支払いいただく金額）となるよう購入口数を計算します。

例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料

（税込）をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額とはなりません。

<約定金額指定で購入する場合>

(例) ご指定いただく購入約定金額に、手数料率3.3%を乗じて次のように計算します。

購入時手数料＝購入約定金額×3.3%

例えば、約定金額100万円購入いただく場合は、

購入時手数料＝100万円×3.3%＝33,000円

となり、合計1,033,000円お支払いいただくことになります。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

当社の概要

商号等 : 永和証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号
本店所在地 : 〒541-0042 大阪府中央区今橋1丁目7-22
加入協会 : 日本証券業協会
指定紛争解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 : 5億円（2026年03月31日現在）
主な事業 : 金融商品取引業
創立年月 : 昭和24年04月
連絡先 : 06-6231-9329又はお取引のある本支店にご連絡下さい。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒541-0042 大阪府中央区今橋1丁目7-22 監査部

電話番号 : 06-6231-9329

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

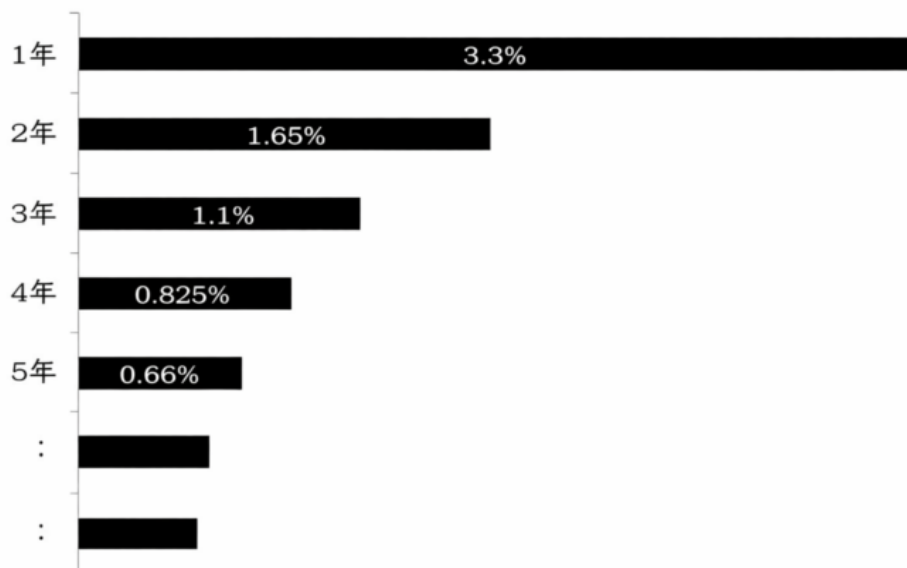
受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

**一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る「重要情報シート」
（金融事業者編）**

1. 当社の基本情報（当社がお客様に金融商品の販売[又は販売仲介]をする者です）	
社名	永和証券株式会社
登録番号	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号
加入協会	日本証券業協会
当社の概要を記したウェブサイト	https://www.osaka.eiwa-sec.co.jp

2. 取扱商品（当社がお客様に提供できる金融商品の種類は次のとおりです）	
預金（投資性なし）	顧客勘定による預り金
預金（投資性あり）	M R F 等の金融型投資信託
国内株式	原則として東京証券取引所に上場されている銘柄
外国株式	米国株式・中国株式等（当社取扱いの銘柄のみとなります）
円建債券	国債、地方債、社債
外貨建債券	国や事業会社、国際機関及び国内企業が発行する外貨建債券
特殊な債券（仕組債等）	該当なし
投資信託	国内外の投資信託（当社取扱いの銘柄のみとなります）
ラップ口座	該当なし
ETF、ETN	国内外に上場されている銘柄（当社取扱いの銘柄のみとなります）
REIT	国内外に上場されている銘柄（当社取扱いの銘柄のみとなります）
その他の上場商品	大阪取引所に上場する「先物取引」「オプション取引」（当社取扱いの銘柄のみとなります）
保険（投資リスクなし）	該当なし
保険（投資リスクあり）	該当なし
これら以外の商品	該当なし

3. 商品ラインナップの考え方（商品選定のコンセプトや留意点は次のとおりです）	
当社は、主として対面による提案を採用した営業方法を実施しており、株式営業は日本株式を中心に米国上場外国株式を対象とし、債券営業は内外の信頼できる発行体の債券を対象に、また投信営業は必要に応じてご要望のある内外の各種投資信託を提供するなど、お客様本位の業務運営を実現させるため常にお客様目線に立ったスタイルで商品の提供やサービスを行っております。	

4. 苦情・相談窓口	
当社お客様相談窓口（監査部）	06-6231-9329
加入協会共通の相談窓口 （特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター）	0120-64-5005
金融庁金融サービス利用者相談室	0570-016811（03-5251-6811）

※ 各窓口の詳細は永和証券ホームページ（リスク・手数料等説明ページ）及び契約締結前交付書面に記載しています。

一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る「重要情報シート」
(個別商品編)

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客様に商品の販売の勧誘を行っています）	
金融商品の名称・種類	One / フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式ファンド（成長型）・証券投資信託
組成会社（運用会社）	アセットマネジメントOne株式会社
販売委託元	アセットマネジメントOne株式会社
金融商品の目的・機能	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は、中長期での資産形成を目的とし、この商品の運用方針に則した収益を求め、元本割れリスクを許容する方を主な購入層として念頭においています。
パッケージ化の有無	この金融商品は、複数のファンドを組み入れるファンド・オブ・ファンズ(FoFs)です。投資対象のファンドは、主に運用会社向けに組成された商品、あるいは機関投資家向けの信託報酬が適用される商品であることなどの理由により、基本的に個別に購入することはできません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。

次のようなご質問がありましたら
お問い合わせ下さい。

- ①あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績（本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。投資先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。為替相場の変動による影響を受けます。
〔参考〕過去1年間の収益率	51.1%（2026年5月末現在）
〔参考〕過去5年間の収益率	平均22.6% 最低-0.3%（2025年6月） 最高57.3%（2026年4月）（2024年12月～2026年5月の各月末における直近1年間の数字）

※ 損失リスクの内容の詳細は交付目論見書の「投資リスク」、運用実績の詳細は交付目論見書の「投資リスク」に記載しています。

次のようなご質問がありましたら
お問い合わせ下さい。

- ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用 （販売手数料など）	投資信託目論見書補完書面の「当ファンドの概要」の項目に記載しています。
継続的に支払う費用 （信託報酬など）	実質的な信託報酬率は年1.727%（税込）（概算）。また、その他費用・手数料等が実費でファンドから支払われます。これらは事前に料率、上限等を表示することはできません。 ※ 実質的な信託報酬率の詳細は交付目論見書でご確認ください。
運用成果に応じた費用 （成功報酬など）	ありません。

※ 上記以外に生ずる費用を含めて詳細は交付目論見書の「手続・手数料等」の項目に記載しています。

次のようなご質問がありましたら
お問い合わせ下さい。

- ⑥ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
- ⑦ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

この商品の償還期限はありません。但し、繰上償還の場合があります。
この商品をお客様が換金・解約する場合には、解約手数料および信託財産留保額はかかりません。
市場の閉鎖、海外の取引所・銀行の休業日の場合、投資を行った投資信託証券の換金停止の場合等、換金・解約ができないことがあります。

※ 詳細は交付目論見書の「手続・手数料等」の項目に記載しています。

次のようなご質問がありましたら
お問い合わせ下さい。

- ⑧ 私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

5. 当社の利益とお客様の利益が反する可能性

お客様がこの商品を保有されている間、当社は組成会社（運用会社）を通して信託報酬の一部（年率0.715%（税込））をいただきます。これは、購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別の関係はありません。当社の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対処方針については、当社ホームページの「利益相反管理方針」をご参照ください。

次のようなご質問がありましたら
お問い合わせ下さい。

⑨あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください）

分配時は配当所得、換金時及び償還時は譲渡所得として取扱われます。
分配時・換金時・償還時のいずれも、所得税及び地方税として課税されます。
当社の商品は、NISA、つみたてNISAの対象ですが、iDeCoの対象ではありません。

※ 詳細は交付目論見書の「手続・手数料等」の項目に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

- ・販売会社（当社）が作成した「契約締結前交付書面」
- ・組成会社が作成した「目論見書」

目論見書使用開始日/改版日： 2026/08/21

契約締結に当たっての注意事項等をまとめた「契約締結前交付書面」、金融商品の内容等を記した「目論見書」については、紙でお渡しします。